

Title	糸割符制度の起源：中田易直教授の最近の論文を読んで
Sub Title	On the origin of the itowappu (糸割符), or silk purchase en bloc by privileged merchants
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1984
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.53, No.4 (1984. 3) ,p.1(267)- 24(290)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19840300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

糸割符制度の起源

——中田易直教授の最近の論文を読んで——

高瀬弘一郎

中田易直教授が先頃発表された論文⁽¹⁾は、成立期の糸割符に関する私の見解を強く批判されたものであるが、私はこれを読んで、中田氏にお答えせねばならぬ点と、氏に伺わねばならぬ事がいろいろ残されていることが分った。それ故、ここにまた同じ問題について小論を草することにした。(なお本文中に挙げる『糸割符由緒書』は『近世社会経済叢書』八巻収本を使用した)。

一

『糸割符由緒書』発端記事の信憑性の如何が、主な論点の一つとなつてゐるわけであるが、私が旧稿⁽²⁾で、この記事の信憑性を見極めるために、家康執政前後から制定迄の間に渡来したポルトガル船の内、二年間滞船した船があつたか否かの解明に主力を注いだのも、この点こそが糸割符制定の契機として『糸割符由緒書』に記されているからである。「一六〇〇年一〇月から一六〇一年二月までの年報の補遺」と題する教会史料に、関ヶ原の戦の影

糸割符制度の起源

響を受けて一六〇〇年夏に渡来したポルトガル船の生糸の取引が遅れ、このため長崎で越冬する危険が大であつた、といった記事が見られるが、中田氏は『糸割符由緒書』の「滞船永く迷惑仕候」の記事はこれと符合するものである、と主張された⁽³⁾。これに対し、私は、右の船は一時期たしかに越冬の恐れはあつたが、その後関ヶ原の戦が收拾されるに伴い、取引が速かになつてもポルトガル側に有利に進捗し、越冬に至らず一六〇一年三月頃に長崎を發つて帰航の途についたことを明らかにして、『糸割符由緒書』の記事とは決して符合しない旨、記述した⁽⁴⁾。私が右のように考えたのは、「滞船永く迷惑仕候」を二年間滞船の意味にとつたことが前提となつてゐる。ここで、ポルトガル船日本航海のスケジュールを、一六〇〇・一六〇一年を例に示してみる。

一六〇〇年七月
八月
九月
A マカオ↓長崎

一〇月									
十一月									
十二月									
一六〇一年一月									
二月									
三月									
四月									
五月									
六月									
七月									
八月									
九月									
一〇月									
十一月									
十二月									
一六〇二年一月									
二月									
三月									

B 長崎↓マカオ

C マカオ↓長崎

D 長崎↓マカオ

月名は必ずしも厳密なものではなく、その前後の月に若干ずれ込むことはある。要は南風に乗ってマカオから長崎に渡来し、北風を利用して長崎からマカオに帰航する、ということである。そして、Aシーズンに渡来した船はBシーズンに帰航するのが原則であり、しかもBシーズン中でも、後述の通り特に二、三月に長崎を出港するのが通例であった。しかし、日本での取引に支障が生

じ、順調に進行しなかった場合は、帰航を次のDシーズン迄延期した。後述するが、これを「越冬」という。そしてこの場合は、Cシーズンはマカオから長崎への航海を見合せるのが普通であった。Aシーズンに渡来した船がBシーズンに帰航出来れば、三月であってもそれは平常通りの航海をしたわけであり、帰航がDシーズンにずれ込んで、初めて異常事態が生じたと言ってよい。

そこで中田氏の所論であるが、氏が、Aシーズンに渡来した船の「滞留事情」からCシーズンには欠航した旨記しておられる⁵⁾ので、当然この船はDシーズンに帰航したと考えるおられ、従ってこの事態を『糸割符由緒書』の記事に符合すると考えておられるものと私は了解していた。それ故に、氏への反論として、Aシーズンに渡来した船はBシーズンに帰航した旨を明らかにすることに重点を置いたわけである。ところが中田氏は今回の論文で、自分は既に旧稿で一六〇〇年夏渡来の船は一六〇一年に帰航した旨記した、と強調され、当然その年の二、三月頃と予測していた、と記述しておられる⁶⁾。とすると、Aシーズンに渡来した船はBシーズンに帰航したこと、即ち平常通りの航海を行なったことを既に予測して、その上に立って、この船を『糸割符由緒書』に見える問題のポルトガル船だと考えておられたことになる。それならば、何故Cシーズンに欠航した理由をAシーズン渡来船の滞留事情による、と記されたのか伺わねばならないことになる。何年かという年が問題なのではない。Aシーズンに渡来した船がマカオに帰航する可能性は、年ということでは、殆どの場合一六〇〇年から一六〇二年迄三年に及んでいる。しかしシーズンで言うとB

かDである。B・Dの内いずれかという点が重要であって、その場合、Bなら二、三月長崎出港が殆どであり、Dなら、この場合は既に長期停泊していたのであるから、Dシーズンの冒頭に帰航することが多かったであろう。即ち、いづれも一六〇一年内である。同じ一六〇一年でもBシーズンならば平常通りであるのに対し、Dシーズンにずれ込んだら、これを越冬と称した。越冬するかしないかは、ポルトガル人にとって重大問題であった。

ここで「越冬」の語義を明確にしておきたい。私が旧稿で越冬の語を根拠を挙げずに右の意味で使用したところ、中田氏から、冬を越えれば越冬の筈で、越夏しなければ越冬にならないというのは、独善的で理解しにくい解釈だ、という批判をいただいた。成る程、常識的には冬が過ぎて春になれば越冬したわけであり、氏のような疑義が出るのも尤もなことである。しかし、当時の海軍用語としては、越冬の語はそのような意味では使用されていない。次にいくつか用例を挙げる。

一五八七年三月一九日付日本発ジョアン・デ・クラストのインド管区長ヴァリニャーノ宛て書翰に、次のように記されている。

「われわれの経費は多額であり、ナウ船は、四〇ピコの生糸だけを残すにたらずして、越冬する。この生糸は二年間われわれの手許に残ることになる。というのは、仮令ナウ船がシナに渡航したとしても、生糸が過剰なので、われわれはその四〇ピコを売りに出さないからである。」(傍点引用者、以下同)。

ここに見えるナウ船は、言う迄もなく一五八六年夏渡来の船のことであるが、この船について、「越冬する」と記されている。こ

れは明らかに、次の北風シーズン、先の例で言えばDシーズン迄日本に滞留する意味で越冬の語を用いている。もしも中田教授の言われるような意味なら、三月一九日付書翰であるから、「越冬した」という表現をとらねばならない。或る程まだ春分以前ではあるが、二、三日後に控えた春分を越えるか否かを問題にした記述でないことは明らかであろう。このナウ船については、一五八七年一〇月二日付平戸発コエリヨのイエズス会総会長宛て書翰に「今年一五八七年は、通常毎年シナから日本に渡来するナウ船が当地で越冬した。その商品が売ることが出来なかったからである。このため、毎年渡来することを常としているのに、別のナウ船は渡来しなかった。」と記されており、先のクラストの記述と照応している。

一五九二年二月一三日付長崎発ヒル・デ・ラ・マタのパードレ・ディエゴ・デ・クーゴ宛て書翰に、次のように記されている。

「今年このナウ船の出帆は余り確かではない。というのは、沢山売れ残っているからである。尤も、これ迄のところ、生糸は売らないでも出帆するのではないか、という徴候の方が大きい。というのは、既に金その他の品約四〇万ドゥカドを売ったからである。もしも出帆するなら、インドにおいて著しい支障がない限り、神の助けをえて「一五」九四年八月にはそちらに着くであろう。またもしもナウ船が越冬するなら、神の恩寵をえて「一五」九六年にそちらに着くことであろう。」

マタは日本イエズス会の管区代表として、この一五九二年に日本を発ってローマに向うことになったが、九二年二月一三日現

在、長崎停泊中のナウ船（即ち九一年夏渡来船）が現シーズン中に出港出来るかどうか分らず、そこでもしも出港するなら九四年八月にはローマに到着出来るが、船が越冬すると九六年になる、という内容である。ここでも、越冬の語が、二月の冬を越え三月の春になってから出帆する意味で用いられたわけでないことは明らかである。

さらに、一六〇六年三月一〇日付長崎発司教セルケイラのアントニオ・コラソ宛て書翰に、次のように見えている。

「昨年マニラから、非常に大量の生糸と多量の財貨が日本にもたらされたので、ポルトガル人たちの生糸・財貨が甚大な損害を蒙り、ナウ船は生糸その他の財貨を妥当な価格で売ることが出来ないために、今年日本で越冬する危険が大きかった。しかし結局は、取引成立が間に合い、財貨を妥当な価格で売って、この三月中に⁽¹²⁾出帆することが出来るであろう。」

この記述から明らかのように、三月に長崎を出帆する場合は、まだ越冬してないのである。

以上の用例で、海事用語としての越冬の語義は明らかにする。要するに、日本からマカオへの航海においては、越冬するというのは、常に越冬することを意味した。ここでさらに辞書の記載を確認しておく。「越冬する^{インヴェルナル}」という語の意味としては、普通の葡

葡、葡一和、西一西、西一和の辞書には、いずれも「冬を越す」という意味しか記されていない。しかし、これがポルトガルの海軍用語辞書には、同じ語の語義として「港において、航海を続けるのに好都合な季節を待つこと。」⁽¹³⁾と正に的確な説明がなされてい

る。

さて一六〇〇年の場合であるが、Aシーズンに渡来したポルトガル船は、Bシーズン内に帰航したことが判明しているのであるから、勿論越冬などしていない。このAシーズンに渡来した船が越冬しなかったことは、実は中田氏も引用しておられる一六〇一年三月二日付長崎発ヴァリニャーノの書翰の次の記事によって、既に明らかになっているのである。

「日本がこれ程速かに平和になったことによって、「Aシーズン渡来の」ポルトガル人たちのナウ船が、積んで来た凡ての生糸とその他の商品を、非常に有利に売り捌くことが出来た。これは「中略」われわれに対しても大きな救済となった。というのは、もしもナウ船が越冬していたら、われわれは有するものを使い切ってしまったであろうし、次のモンスーンでは航海が行われないであろう、と思われたからである。」⁽¹⁴⁾

Aシーズンに渡来した船は、既に述べたようにBシーズンの三月頃には帰航した。右の「もしもナウ船が越冬していたら」の文言が、Bシーズン内の春になって出港したら、という意味でないことは言うまでもないであろう。この船が越冬しなかったことは、右の文言からも明らかにする。

Aシーズンに渡来した船は、後述するように、「年報の補遺」が書かれた一六〇一年二月二五日以前に取引を済ませていたのであるから、越冬しないことが確定していたにもかかわらず、同史料に、同船は一時期越冬の危険が大であった、と記されているので、これはまぎらわしい記事だと旧稿で記したのである。それ故に、

同船の航海について誤解を与えかねないので、この船は越冬せず B シーズン中に帰航したこと、即ち平常通りの航海をしたことを、旧稿で明確にしたわけである。

* * *

ポルトガル船が長崎を出港する時期は、既に記したように二、三月が多かった。旧稿で引用した一六〇五年一月二〇日付マカオ発ヴァリニャーノの書翰の「一六〇四年夏長崎に渡航したナウ船は」凡ての財を非常に有利に売って、このマカオに通常より三カ月早く戻り、一二月八日に当港に入った。⁽¹⁵⁾（一部語句を省略した）の記述は、ポルトガル船の長崎出港が通常二、三月であったことを示すものであるが、さらに、一五九二年三月一八日付長崎発パシオの総会長宛て書翰にも、次のように記されている。

「ナウ船は、常の慣行となつてこの三月には出港せず、帰航を一〇月迄延ばす。生糸を売ることが出来なかつたからである。⁽¹⁶⁾」

この記事は、ポルトガル船は三月に長崎を出港するのが常であったことを示している。このように、三月末が越冬に至らない大凡の限界であり、しかも長崎出港の時期は通常二、三月であったということは、長崎での取引が長期化し、越冬に至らない限界迄及ぶことが決して珍しくなかつたことを示している。右に例を挙げた一五九一年夏渡来船の場合であるが、一五九二年二月一五日付長崎発ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、次のように見えている。

「ナウ船が今年シナに向けて出帆するかどうか、われわれには

糸割符制度の起源

まだ分らない。というのは、二月一五日だというのにその生糸は殆ど売れていないし、堺や京都からやって来るものと期待されていた商人たちも、今迄来ないからである。もしも三月中に売り捌けなければ、それ以後は出帆出来ないであろう。残されているこの一月半の内に商人たちがやって来て、市が開かれるかどうか、非常に疑わしい。⁽¹⁷⁾」

即ち、この年の場合は二月一五日になつてもまだ上方から商人が長崎に来ず、生糸が殆ど売れていない状態であり、残る三月末迄の一月半の間に商人が参集して商品売却し尽すことが出来るかどうか非常に疑わしい、と述べている。二月一五日になつてもまだ商人が上方から来なければ、このような悲観的な見通しになるのも当然である。⁽¹⁸⁾そして結局この船は越冬した。⁽¹⁹⁾

これに対して一六〇〇年夏渡来船はどうであつたかというところ、一六〇一年二月二五日付「年報の補遺」に、既に凡ての生糸を売り尽し、直ちに帰航の準備に入っている旨記されているのである。⁽²⁰⁾（このことは、数日後の一六〇二年三月二日付長崎発ヴァリニャーノの書翰でも確認出来る⁽²¹⁾）。中田氏は、二月二五日は売却され始めた時期程度に見てよい、と言われるが、右の「年報の補遺」は氏ご自身も引用しておられるのであるから、見落しのないように願いたい。二月二五日以前に取引を済ませたということは、ポルトガル人にとって平常と余り変らない進行状況であつたと言つてよい。関ヶ原の戦の影響で、一六〇〇年秋に商人の長崎参集が多少遅れたことは事実である。しかし、旧稿に記したように、九州における主な戦闘は慶長五年一〇月中（一六〇〇年一二月末）

には略収拾されている。⁽²⁴⁾ シーズン内に商人が集まって取引を終えるだけの時間的余裕は、尚充分にあったと言つてよい。中田教授は、九州地域の戦乱は慶長五年一月二二日(一六〇〇年一月二二日)頃迄続き、一部は翌年に迄争乱が続いている、と言われ⁽²⁵⁾。しかし、一体九州全域にわたり戦火が凡て消えねば、長崎貿易は行われないのであろうか。それでは戦国時代の長崎貿易など成り立たない。要は、上方などから相当数の商人がかねを持って長崎に下向出来ればよいのである。そして前記の通り一六〇一年二月二五日には既に取引を済ませていた。取引開始の時期は不明であるが、一六〇〇年一月二〇日現在商品売却が行われていなかった⁽²⁶⁾のであるから、それ以後であることは明らかである。一六〇〇年一月二〇日以後の或る時期に取引が開始され、一六〇一年二月二五日以前の或る時期にそれが完了したわけである。中田教授は、この一六〇〇年渡来船の場合のように取引が遅延したのは例のないことであろう、と言われるが、現に取引不振のため越冬に至った前例があるということは、先に記した通りである。

一一

以上の点を確認した上で、本論の『糸割符由緒書』発端記事の信憑性の問題に入る。冒頭に記したように、私は『糸割符由緒書』の「滞船永く」とか、『糸割符宿老覚書』の「両年在留」の記述は、二年間滞船即ち越冬の意味であると解し、また中田氏もそう解しておられるものと了解していた。それ故、Aシーズンに渡来した船は越冬しなかったということを明らかにすれば、既にその事実

だけで、発端記事をAシーズン渡来船と結びつけることは出来なくなる、と考えた。ところが中田教授は、今回の論文では、このような解釈は『糸割符由緒書』の記事からも、氏の論旨からも離れた極めた独善的なものとされた。⁽²⁸⁾ そして、夏に渡来した船が年が改まってから長崎を出港する場合、これを日本流に表現して、二年間滞船と言つて一向差支えない、と主張される。⁽²⁹⁾ その一方で氏は、私が、『糸割符由緒書』には「永く」とあるだけで期間が不明だが、この点、二年間滞船と記した史料がかなりある、と記した⁽³⁰⁾のをとらえて、例示せよ、と言われる。⁽³¹⁾

『華蛮交易明細記』に「黒船不残逗留スル事二年、⁽³²⁾と見えている。『長崎根元記』に「曾て白糸無買手二年、遅滞す」とある。『長崎集』及び『長崎集成』に「右黒船滞留仕事年」と記されている。⁽³⁴⁾ 『通船一覽』所引『崎陽記録』に「曾て白糸買人無之二年、滞留す」と見える。『長崎港草』には「船ヲ日本ニトムル事二年、ア、マリ、蛮人今ハセン方ナク奉行所ニ訴へ出テ」と記されている。⁽³⁷⁾

以上、確かにいずれも「二年」であつて「二年間」とは書いてない。この点、史料に対し厳密さを欠くとの中田氏の批判は、甘受せねばならない。しかし、中田氏が「両年」「二年」滞船と「二年間」滞船とは、具体的に⁽³⁵⁾出港時期に違いがある、とされるのであるなら——即ち前者は先の例で言えばBシーズン内の年が改まってからの長崎出港、後者はDシーズンの出港の意味だと言われ⁽³⁶⁾るのなら、「間」の一字の有無は重要な意味を持つてくるが、そうではなくて、氏自身Bシーズン内でも年が改まれば日本流の表現で「二年間」滞船と言つて一向差支えない、と言われ、現にご自

身「二年間」の表現を論文中で用いておられるのであるから、ご自分で問題を提起されながら、結局「永く」「両年」「二年」(以上は史料に見える用語)「二年間」滞船のいずれの表現をとろうと、凡て同じだということになってしまった。前記の通り、私は、右はいずれもDシーズン迄長崎に滞船した意味に解し、(先に記したように、Dシーズンの冒頭には帰航するのが通例であったと思われるので、これとて実質一年三カ月程の滞船に過ぎず、また仮にDシーズン末迄滞留したとしても一年数カ月であるが、何故か中田氏は、Dシーズン迄滞船することは「満二年滞船」³⁸⁾だと言われる)従って、この記事とAシーズン渡来船とを結びつけることは出来ない、ということ論証したのである。

なお氏は、私が「永く」「両年」を右の意味での「二年間」と解したのを、極めて独善的な解釈とか、独自の特殊な解釈とか言われるが、果してそうであろうか。右に挙げた『長崎港草』には「二年アマリ」と記されていた。よもや氏も、この語を氏の言われるような「二年にわたる実質数カ月間」の意味にはとられないであろう。『長崎港草』の右の記事の典拠となった文献が、「永く」「両年」「二年」のいずれの表現をとるものであったかは知らぬが、それらを文字通り「二年間」と解するのは、むしろ古典的解釈と言えるようである。とすると、「極めて独善的な解釈」という評言は、氏に返上せねばならぬことになる。

尚中田教授は、私が「永く」↓「両年」↓「二年間」と用語を置きかえたと強く批判される。⁴⁰⁾ところが氏自身、『旧記書抜写』の「両年滞留仕」⁴¹⁾の記事を引いて、「二、九年滞留したので〔中略〕

といった記述になっていて、云々⁴²⁾と記しておられるが、これは用語の置きかえではないのであろうか。

* * *

『糸割符由緒書』発端記事に信憑性ありとされる中田説に対する疑問は、決してポルトガル船出港時期の点だけではない。以下、別の角度からその疑問点を指摘したい。

一、前記の通り、一六〇〇年渡来船は一六〇一年二月二五日(慶長六年一月二三日)以前に既に取引を完了していた。とすると、永く即ち邦暦で年が明ける迄滞船したのでポルトガル人が迷惑し、その旨願い出た。そこで家康が小笠原一庵に命じて京・堺の由緒の者共を召し出して荷物を残らず買い取らせた、とある『糸割符由緒書』の記事とは、時間的に合致せぬように思うが如何であらうか。

二、次に「長崎御奉行小笠原一庵」の記述である。中田氏は、これは生涯の最高の職名を冠して氏名を挙げたまでで、彼が長崎奉行(代官)に任命される以前のことと解しても差支えない、瑣末な誤りと見てよいと思う⁴³⁾、と言われる。しかし、単に職名を氏名に冠したものでだけでなく、同類の史料に「小笠原一庵老長崎御支配之時分」⁴⁴⁾ともはっきり記されているのであるから、一庵の長崎奉行在任期間外のこととしても差支えない、と割り切ってしまうことが出来るであらうか。「両年」「二年」とあるのを「二年間」としただけでも咎められる程厳密な史料の読み方をされる氏が、ここではこのような解釈をされるとは、いささか理解に苦しむ。それも、在任期間外に一庵が家康の命を受けて、ポルトガル船の

滞荷生系の買付けについて京・堺で尽力した、という確かな事実があるなら別だが、そうではなくて、一六〇〇年渡来船についてまぎらわしい記述がなされているばかりに、氏がこの二つを結びつけようとしておられるだけのことなのであるから、右の中田氏の解釈は他人の納得を得るのは難しいように思う。

三、一六〇〇年渡来船の生系の取引に寺沢志摩守が関わったことが「年報の補遺」に記されてお⁽⁴⁵⁾り、この当時寺沢が長崎代官であったのであるから、この記事は矛盾なく読める。これに対し、『系割符由緒書』に小笠原一庵と見える食違いを説明するために、中田教授は、これは小笠原と寺沢の役割の相違によるもの、とされ、小笠原の役割は家康の指示で京・堺の有力町人を動員することであり、国内的措置の範囲内のことであってポルトガル側に反映する問題ではなかったものと思われる、と言⁽⁴⁶⁾われる。これは先の二とも関連するが、氏の右の見解は、一六〇〇年渡来船の生系の取引について、小笠原一庵が家康の命を受けて京・堺で動いたという事実が明確になって、初めて成り立つものである。ところが、この点についての氏の見解を見ると、今回の論文で、一庵のこの時の活動を裏付けるものとして、彼が茶人であったこと、彼と茶屋氏との間に関係があったらしいこと、茶屋氏と後に長崎奉行(代官)になる長谷川左兵衛とはつながりがあったこと、茶屋氏の先祖は堺と関係があったことを挙げてお⁽⁴⁷⁾られる。一体このようなことがどうして、肝心の一六〇〇年渡来船の滞荷生系の買付けについて、小笠原一庵が京・堺の有力商人に働きかけたことの証拠になるのか、私には全く理解出来ない。さらに氏は、金井俊

行が、慶長七年に一庵が長崎奉行に就任したように記していると⁽⁴⁸⁾言われる。しかし、一庵の長崎奉行就任の時期について、それが一体どれ程史料価値を有するものであろうか。第一、慶長六年一月二三日以前に取引を完了していたのであるから、いずれにせよそれはここでは関係のないことである。また中田氏所蔵『長崎根元記』の写本に、慶長六年一庵を長崎に差し下したとする記事がある、とも言⁽⁴⁹⁾われる。流布している刊本にのみ見られる記事なら、はっきりその本文を引用すべきであるし、それに、氏は『長崎縁起略記』の記述がこれと類似している、と言⁽⁵⁰⁾われるが、『長崎縁起略記』には「慶長八年」四月に小笠原一庵と云て法体人を以て指下さるこれ長崎奉行の始めなり」と記⁽⁵¹⁾されているだけで、六年に差し下したなどは書いてない。慶長六年に一庵が長崎に下向したなどということは、一体どの程度根拠のあることであらうか。否、抑根拠などあるのであろうか。

いずれにせよ、ポルトガル船の滞荷生系の購入について一庵が家康の指示で京・堺の有力者を召し出した、ということが、一六〇〇年渡来船について行われたか否か、という、中田説の正否を判定する上で恐らく最も肝心な点について、氏の所論のどこからも何ら明確な裏付けは得られない、と言⁽⁵²⁾わねばならない。

四、次に、『系割符由緒書』発端記事の次段、即ち、その翌年ポルトガル船がまた生系を大量にもたらしたので、もしもこれを安値で売られては、前年上意で買った者が損害を蒙るので、この者共に限り買わせてほしい、と願ったところ、聞き届けられ、利益が出るように値段を立て、去年の買高に準拠して割り付けて買

取るよう命ぜられた。これが糸割符制の基になり、以後年々この方式でこの者共が買い受けることになった、との記事が問題になる。もしも氏が言われるように事の発端が一六〇〇年渡来船だとすると、この次段は一六〇二年渡来船の生糸取引に関する記事だということになる。そして、この『糸割符由緒書』の記事からして、一六〇二年渡来船の生糸の取引について、既に、糸割符仲間となる特定商人による輸入白糸の割符買上げ、という糸割符制度の骨子が出来上っていたことになる。

同発端記事によると、この年にポルトガル船がまた大量に生糸をもたらし、放置しておいたのでは生糸相場が値崩れを起す恐れがあったわけである。(この点『糸割符宿老覚書』には、もっとはつきり、この年ポルトガル人は白糸を安値で売りに出したので、と記されている)。一方一六〇二年渡来船の生糸取引については、既に旧稿で引用した一六〇三年三月二三日付長崎発セルケイラの書翰により、日本側に生糸の需要が極めて大きかったこと、ロドリゲスの手腕も相俟ってパンカダ価格が異例な程の高値に決ったこと、などを知らることが出来る。⁽⁵³⁾この年値崩れを起しそうなので(或いは現に安値になった)、これを防止するために昨年の商人が独占購入を願い出た、という発端記事の趣旨とは食い違いが如何であるう。

さらにこの年の取引に関し、一六〇三年一〇月三日付長崎発パシオの書翰や、一六〇三年一〇月六日付長崎発イエズス会年報に、長崎に来るのを常とした何人かの京都の商人が、(一六〇二年)望み通りの生糸を買い入れることが出来なかつたので不満を

糸割符制度の起源

抱き、公方に訴えた、⁽⁵⁴⁾との記載が見られるのを中田氏は取り上げ、次のように推測される。これは、前年購入した堺・京・長崎の頭人が家康に要請して生糸の独占購入の特許を得、ロドリゲスを仲介に両者に有利なパンカダ価格を決めて第一次的に生糸を買い入れ、ついでこれを長崎の貿易商人に転売するようなことが行われたのではないか。但し、その頭人たちの買い付けた生糸は、当初は比較的少なく、それ故、さらにそこから生糸を買う立場にあった一部商人に、先の二点の教会史料に見えているように不満が残ったのではないか。この年は生糸が騰貴し、これら前年の購入者グループ即ち糸割符仲間の源流となるもののみでは買い切れなかつたようだ。このパンカダ価格が前例のない高値になったのは、前年の購入者に限定されたことからくる、日・葡間の相互的な合意に基づく一時的な協力関係によつたものではないか、⁽⁵⁵⁾と。

ここで氏は、この年のパンカダ価格を、先には両者に有利な、と記し、後では前例のない高値となり、為に前年の購入者グループでは買い切れなかつた、と記す。氏が依拠された史料には、前例のない高値とはつきり記してある。となると、前年の購入者に限定したことによる相互的合意に基づく協力関係が日葡間に確立されたために、パンカダ価格が前例のない高値となり、その限定されたグループでは買い切れなかつた、ということになるが、これは私には全く分らない論理である。購入者が限定されれば価格は下落するか、または下落しないまでもそのために騰貴することはありません。また相互的合意に基づく協力関係に立った売買が行われたのであれば、購入者の資金能力も越えた価格にはならな

い筈だと思いが如何であろうか。このような、いささか非論理的とも言えるような記述になるのは、一六〇二年の生糸取引を伝える教会史料の記事内容と、糸割符制定の過程とを無理に結びつけようとするところからきている、と言ってよい。そしてその無理は、事の発端を一六〇〇年渡来船としたことに起因している。

さらに言えば、糸割符仲間も糸割符制度も国内の経済政策・都市政策に関わることであるから、国内史料を中心に考察し、教会史料は傍証史料とする、⁽⁵⁶⁾と言いながら——そのこと自体、良質の国内史料が有ればという条件付きで、全く同感である——制定に直接関わるこの重要な一六〇二年の生糸取引とそこでの国内商人の動向について、殆ど教会史料のみに依存して立論しておられることに、根本的な疑問があると言わねばならない。

五、次に問題になるのは糸割符奉書との関係である。この奉書の意義については後で取り上げるので、ここでは時間的關係のみにとどめる。中田説によれば、右の四に記したように『糸割符由緒書』の「其翌年又糸大分持来……」というのは一六〇二年のこととなり、そして同史料の記述により、この年既に、糸割符仲間となる特定商人による輸入白糸の割符買上げ、という糸割符制の骨子が確立したことになる。とすると、奉書が慶長九年五月三日（一六〇四年五月三十一日）に下されたのは何故であろうか。遅くも一六〇三年夏以前には下されていなければ、話のつじつまが合わないように思うがどうであろう。僅か一年の違いとはいえ、ここでは重大である。というのは、一六〇三年はポルトガル船が欠航したから、一六〇四年の渡来以前に奉書が下されればよかった

が、一六〇三年の欠航は、マカオから日本に向け出港する直前にオランダ人の襲撃・掠奪を受けたから⁽⁵⁷⁾であって、いわば突発的事件によるものである。従って、日本側では当然この年の欠航は予期出来なかったことであって、一六〇三年夏には渡来するものと思っていたであろう。それならば、一六〇〇・一六〇二年のこれ迄の経緯からして、当然遅く共この一六〇三年の渡来時期以前には奉書が下されていなければおかしいことになる。事の発端を一六〇〇年渡来船とすると、このような矛盾も生じてくる。

『糸割符由緒書』発端記事に信憑性ありとされる中田説に対する疑問点は、大凡以上の通りである。このように重大な疑問点がいくつも存在する以上、それらについて明確な回答が与えられて疑問が解明される迄は、発端記事は信憑性なしとせねばならない、と考える。

三

次に糸割符奉書の解釈とその意義に関する中田教授の見解を取り上げる。この点の氏の見解には重大な変化が見られる。即ち、教授は旧稿では「右の法令〔糸割符奉書〕によって、ポルトガル船の白糸値段が糸割符年寄らによって決定されるまでは、諸国商人の長崎立入りを禁じ、白糸以外の貨物取引に優先して白糸値段が定められる仕組が実施に移されている。」と記し、このような解釈の上に立って、かような措置の狙いについて、糸割符年寄がポルトガル側との間に行う白糸価格の交渉を有利なものにするよう配慮した、との見解を示された。⁽⁵⁸⁾昭和五二年の記述である。氏は、

さらに古く昭和三五年に発表された論文でも、右と同じ趣旨の記述をしておられる。⁵⁹即ち氏は、昭年五二年頃迄は一貫して、奉書を右のように解釈することに何ら疑義を抱いておられなかったことが分る。奉書の文言を真直ぐに読めば、何人たりと大凡右のような意味に解釈せざるをえないのである。

ところが、今回の論文（昭和五八年）ではこの奉書の解釈に著しい変化が見られる。即ち、ここでは、奉書が規定している大切な機能は、生系のパンカダ価格即ち「直組」決定の際の日本側の責任者を糸割符年寄とした点にある、とされる。そしてパンカダ価格決定以前には諸国商人は長崎に入ってはならない。その決定後に他の凡ての取引を行うこと、という奉書の主要部分はこの著しく軽い扱いとなつてしまい、諸国商人の場合、長崎に入るなどされるのは、制度設定の当初においては実効性があつても、一度長崎の町に入れば出店を持つものも出て来るし、生糸値段が定められるまで長崎に入るなどと言っても、それは年々無理な相談になつてくる。三〇年間にわたつてこの種の規定を強行しようとしたわけではあるまい。当初一、二年の法的措置となるべきものであろう、と言われる。⁶⁰中田教授の解釈に右のような変化をきたしたのは、奉書が下されて以後も約三〇年間、少なくとも一六三二年迄は、生系のパンカダ価格決定を他の取引に先行させる、という規定が実行されていないことが明らかにされたからだと云つてよいであらう。

パンカダ価格決定の日本側責任者を糸割符年寄とした、という点も、奉書の規定事項の一つであることは明らかであるが、奉書

糸割符制度の起源

を一読して最も力点が置かれている規定事項の、パンカダ価格決定迄は諸国商人の長崎立入を禁じ、パンカダ価格の決定を他の商売に先行させる、という点を、そのように軽視してよいのであるうか。「糸割符宿老覚書」にも、「糸直組仕候節、諸国商人共大勢、長崎^江入込候而ハ、異国人共、高張り可申間、年寄共斗ひ相対仕、直組相極候迄ハ、諸商人、長崎之近辺、日見村、矢上村、浦上村^江滞留仕、糸直段相済候上ニ而、長崎^江諸商人入込、商売仕候⁶²」と記されており、奉書の狙いが何処にあつたかよく分る。そしてこの奉書の狙いが実行に移された場合、ポルトガル人との商取引の局面にはつきり表面化する現象は、言う迄もなくパンカダ価格決定が他の商品の取引に先行する、ということである。即ち、寛永一〇年鎖国令の「糸之外諸色之儀、糸之直段極候而之上、相対次第商売可仕之事」と同じ結果をきたす、と云つてよい。そしてこの商取引面の現象は、事の性質上海外史料に記述されて然るべきことであり、また現に記載されている。そこで私は、この海外史料によつて上記の事実を明らかにし、右の鎖国令の発布により初めてこの趣旨が実行されるに至つたことを明確にして、主要な規定事項が実行されなかつた以上、この奉書の意義は著しく低減する、と結論つけたわけである。⁶³中田氏の奉書解釈上の変化は、奉書を重視し、奉書は実行されたものとする自説を擁護せんがために、その後の史実に抵触する記載内容は意図的に軽視する読み方に改めた恣意的なものと言わざるをえない。パンカダ決定以前は諸国商人の長崎立入を禁ずる、という点は当初一、二年の措置であらう、とは、一体何を根拠にした推測であらうか。また

氏の今回の論文で示された、パンカダ価格決定の日本側代表を糸割符年寄としたのだ、という解釈であるが、糸割符制度が存在し機能している以上、それは言わば当り前のことであり、もしもその点に奉書の主眼があるのなら、却ってそれは奉書の意義を矮小化するものではないか。

なお氏は、江戸幕府の禁教令も大切な法令であったが、およそ当初は守られていなかった、とも言われる。⁽⁶⁴⁾ 糸割符奉書は重要な法令であるが守られなかった、と言われるのなら、右の記述も論理としては理解出来るのであるが、氏は、主なる規定事項は遵守された、とされるのであるから、何故に右のような引例の仕方をされるのか、私には全く分らない。

一言付言するが、禁教令——慶長一八年一二月発布のものを指しておられるのであろうが——は、守られないどころか、この法令により直ちに大多数の宣教師は国外に追放され、教会・修道会の大部分の施設が破壊され、重立った信徒が国外に追放されるなど、教界は重大な打撃を蒙ったのである。⁽⁶⁵⁾ 何十万という信徒を持つ教界を、短時日の内にその痕跡も残さずに絶滅させるなどということは不可能であろうし、また仮にそれを断行したら各方面に歪みが出るであろう。そこで幕府は、まず教会組織を崩壊させ、一部信徒を見せしめのために処刑し、そしてあらゆる手段を講じて棄教に導き、再入信を厳しく防止する政策をとったのである。禁教令は当初は守られなかった、などという発言は慎しんでいただきたい。

パンカダ価格決定を他の取引に先行させることは、実行しよう

と思えばすぐに出来ることであり、それは、一六三四年以後のポルトガル貿易、一六四一年以後のオランダ貿易の例から明らかである。⁽⁶⁶⁾

四

次に、糸割符制定を境にして、旧来の生糸商人と糸割符仲間との関連性の問題についてである。中田氏は糸割符制定について、これを重要な都市政策だとされる。即ち、三都の頭人クラスを糸割符年寄に任命して仲間を組織させた。糸割符年寄は長崎奉行の支配下にあつて仲間や諸国商人の統制に当る一方、ポルトガル側と価格の交渉を行い、その上で仲間が白糸を独占的に一括購入した。そしてその白糸の主要部分を諸国商人や長崎商人等に転売し、この差益が増銀であつて仲間の利得となつたと、言われる。⁽⁶⁷⁾ この仲間の利得分について、氏は曾ては、制定の初期から増銀の配分という形で行われた、と推測された。⁽⁶⁸⁾ その後、この点多少慎重な表現に修正されたが、なお寛永頃は増銀で分配されたものと推定しておられる。⁽⁶⁹⁾ この点、仲間への配分が白糸の現物と増銀とのいずれで行われようとも、仲間への利得の配分が糸割符制度の重要な要素をなしたことは言うまでもない。

さて肝心の旧来の商人と糸割符仲間との関連性であるが、氏は曾ては、糸割符仲間の内由来貿易商人であつたものはむしろ少数で、旧来の商人と糸割符仲間とは基本的に異質なものである旨強調された。⁽⁷⁰⁾ 今回の論文では、この点、旧来の商人の内、頭人クラスにつながるような有力商人や長崎商人は、かなりの数糸割符仲

間に参加した⁽⁷¹⁾、とも、糸割符仲間の内に旧来の常連商人も長崎を中心にかなり参加していたと推定される⁽⁷²⁾、とも記しておられ、多少の修正が感ぜられるが、しかし依然、糸割符仲間全体の内では、旧来の商人はその一部分を占めるに過ぎない、との考えのように読みとれる⁽⁷³⁾。この両者を基本的には異なるものとし、以上、糸割符制定を新規の重要な都市政策として意義づけることは困難であろう。ということとは、制定にともない、仲間が増銀を取得することによって、白糸の流通過程で新たな中間利潤取得者が参入した、ということの意味する。従って、この中間利潤即ち増銀は、パンカダ価格（糸割符仲間の買値）と、仲間から旧来の生糸商人に生糸を売る価との価格差である以上、その増銀分を捻出するには、旧来の商人への売値をそれだけつり上げない限り、パンカダ価格をその分抑制する——ポルトガル側の利益低減——という道しかないわけである。即ち、中田教授のように、糸割符制定を、増銀という中間利潤の取得者たる糸割符仲間の、日葡生糸貿易への新たな参入、という理解の仕方をするなら、当然そこでは輸入糸価の抑制がなければならず、それなしでは話のつじつまが合わないわけである。氏が、糸割符制定には輸入糸価抑制の狙いがあり、事実そのように機能した、との持論ここでも固執されるのは、この意味からむしろなすべきことである。

このように、糸割符仲間について、少なくともその多数を新たに長崎貿易に加わった商人だと見る見解と、糸割符制度は輸入糸価の抑制を伴うものであった、とする考えとは、互に関連していると言ってよい。慶長九年の糸割符制定により、ポルトガル人か

ら白糸を買う日本側商人の多くが一挙に替った、とは私には考えられないが、この点は、それ自体としては具体的決め手を欠く事柄であろう。しかし、糸割符制定に糸価抑制が伴ったか否かという問題は、右に述べたような意味から、この点を別の角度から伺い知るための一つの手掛りになりうるわけである。

さてこの糸価抑制の有無の問題であるが、中田教授は曾ては、糸割符制定以前はポルトガル船将来白糸について、未組織の国内商人の間で競買現象が生じ、このためポルトガル側の利益は五〜一〇倍に上った、としてこられたが、流石に今回の論文ではこの点を訂正され、糸割符制定以前からパンカダ（一括）取引が行われていたこと、ポルトガル側の利益は五〜一〇割であったことをお認めになった⁽⁷⁴⁾。しかしなお、糸割符には糸価抑制の狙いがあり、事実そのように機能した、という点そのものは固執される。だが、右の点を認めた上で、なおこれを強弁せよようと、説得力に欠くと言わざるをえない。ポルトガル側が暴利を縦にしていればこそ、糸価抑制措置であろう。中田教授は、同じパンカダ取引が継続したと言っても、以前は組織のない商人グループの代表を相手にするパンカダ、以後は幕府権力を背景にした糸割符年寄・仲間を相手にするパンカダで、事情は大いに異なる。従って以前は売手市場の傾向が強かったが、以後は逆転して買手市場になつて行った、と主張し、従来の持論を固執される⁽⁷⁵⁾。氏は、政治権力の介入が彼我の力関係を逆転させた、と言われるが、一体権力が介入すれば価格を抑制出来る、などというような簡単なものであろうか。もしも権力を背景にパンカダ価格の不当な引下げを日本

側が要求したならば、ポルトガル側はパンカダ対象の白糸の量を削減するなど、いろいろな対抗措置を講じてきたであろう。私は、糸割符制定の前後を通して一貫してパンカダ取引で生糸が売買されていた以上、そのパンカダ価格は基本的には需給関係によって決まる、と思っており、そして現実には、その価格は、制定の前後を通して長期にわたって比較的安定し、徐々に上昇していった、と考える⁽⁷⁶⁾。

なお中田氏は、具体的に一六〇六年頃より糸価抑制化の方向が見えて来た、として、一六〇六年一月一日付長崎発イエズス会日本準管区長パシオの総会長宛て書翰の、次の一節を引用される。しかし、氏はこの史料の扱いに誤りを犯しておられるので、特に取り上げる。

「この時、われわれのパードレ・ジョアン・ロドリゲスが首都に着いた。彼は、屢々報告されているように、將軍に非常に気に入っている。そして彼の命令でポルトガル人たちのナウ船の取引を引き受けており、ナウ船のことをうまく処理すべく尽力し、日本人たちとポルトガル人たちの間の平安と団結を守っている。特に今年、彼らの間で商売の話がまとまるのに非常に重大な困難があった。それは、も早絶望的に事態に至り、日本人たちは、自分の家に帰る決心をした程であった。同パードレは仲介役を買って出て、双方に満足の行くよう凡て話しをまとめた⁽⁷⁷⁾。」

この史料は、一見確かに氏が言われるように、一六〇六年にはパンカダ価格の交渉が暗礁に乗り上げ、決裂寸前に至ったかのよ

五年一月から一六〇六年同月迄の日本の年報」の中に、右と殆ど同じ文が記されている。いささか煩わしいが、明確にするために次に記してみる。

「京都地方におけるキリスト教界やわれわれの諸事が上述のような状態であったこの時、この準管区のプロクラドルであるパードレ・ジョアン・ロドリゲスがそこに着いた。彼は時々報告されているように、公方に非常に気に入っている。そして彼の命令でポルトガル人たちのナウ船の取引を引き受けている。彼は太閤の時にもそれを行っていた。そして、ナウ船のことをうまく処理すべく尽力し、ポルトガル人たちと日本人たちの間の平安と団結を守っている。マカオ市とこのキリスト教界全体がそれによって益するからである。特に今年、彼らの間で商売がまとまるのに非常に大きな困難があった。それは、も早絶望的な事態に至り、日本人商人たちは自分の家に帰る決心をした程であった。同パードレは仲介役を買って出て、双方に満足の行くよううまく凡ての話しをまとめた⁽⁷⁸⁾。」

前記準管区長の書翰と対比させて、細部に若干の異同があるが、これは一方が他方を資料にしたか、両文書共通の資料となったものが別にあつたか、または同一人物が記憶に基づいて記したか、とにかく同じことを記述したものであることは間違いない。となると、この年報は表題の通り一六〇五年一月から一六〇六年一月迄を扱っているので、肝心の「今年」が一六〇五・一六〇六年のいずれであったか、という点が問題になる。この点、同じ年報の冒頭が次の文で始まっている。

「これまで主は、シナからのナウ船を安全にこの日本に渡来させるという恩恵を常にわれわれに施して下さったが、とくに今年、大きな危険から奇跡的にナウ船を救って下さったことを思うと、この点はあるかに大きな恩恵を施して下さった。その危険は全く異例なもので、そこに居合せた人々によると、この航路でこれに似た危険が曾てあったか人々の記憶にない程のものであった。これは、シナから日本に至るこの海域における台風が原因であった。⁽⁷⁹⁾」

「今年」の航海について、右のように記している。一方、九州近辺が大きな台風に襲われ、陸上や船に甚大な被害が及んだにもかかわらず、ポルトガル船が奇跡的に損害を免れたのは、一六〇五年のことであった。⁽⁸⁰⁾ 即ち、年報と準管区長書翰の「今年」は一六〇五年であることが判明する。パンカダ価格の交渉が決裂寸前に至ったのは、中田氏が言われる一六〇六年のことではなく、一六〇五年夏渡来船についてであった。六年でも五年でもよいではないか、と言われるかも知れぬが、そうはいかない。というのは、氏は先の準管区長の書翰に基づいて一六〇六年頃から糸価抑制の方向が見えてきた、とされ、そしてそれを強力な長崎奉行(代官)長谷川左兵衛の就任(慶長一一年(一六〇六)年初)⁽⁸¹⁾と結びつけて説明し、さらに翌一六〇七年への影響にも言及しておられるからである。パンカダ交渉が決裂寸前に至ったのは一六〇五年のことであって、それは即ち長谷川左兵衛の奉行就任以前のことであった。従ってこの度の交渉難行を、左兵衛の登場に伴い幕府権力を背景にして糸割符年寄が強い姿勢に転じたことによる、とする中

糸割符制度の起源

田氏の見解は成り立たない。

それでは、一六〇五年のパンカダ交渉が難行したのは何故であろうか。同年のわが国の生糸事情であるが、一六〇六年三月一日付長崎発司教セルケイラのアントニオ・コラソ宛て書翰に、次のように記されている。

「昨年マニラから、非常に大量の生糸と多量の財貨が日本にもたらされたので、ポルトガル人たちの生糸・財貨が甚大な損害を蒙り、ナウ船は生糸その他の財貨を妥当な価格で売ることが出来ないために、今年日本で越冬する危険が大きかった。しかし結局は取引成立が間に合い、財貨を妥当な価格で売って、この三月中に出帆することが出来るであろう。⁽⁸²⁾」

この史料から、一六〇五年にはマニラからスペイン船が大量の生糸をもたらしたので、ポルトガル船の生糸の取引が難行し、越冬の危惧すら出て来たが、最終的には売買が成立し、越冬に至らずに済んだ、という事情を知ることが出来る。そしてこれは、先の準管区長の書翰や年報の記事と、その要点は正に符合している。即ち、この年パンカダ交渉が決裂寸前に至ったのは、スペイン船によって大量の生糸がもたらされたことにより、わが国における生糸の需給関係がゆるんだことが原因であって、糸割符とは無関係だと言ってよい。すぐ前年の一六〇四年は、ポルトガル側は非常に有利な商いをしていたのである。⁽⁸⁴⁾一寸でもポルトガル側に不利な事態が生ずると、直ぐに糸割符と結びつけるのは苦笑を禁じえない。商業取引であるから、永年の間にはいろいろな事態が生ずるのは当然のことである。糸割符制定以前にも、シナ産

白糸の日本への輸入を殆ど一手に独占する、というポルトガル側に有利な状況下にもかかわらず、生糸取引が難行し越冬に迄至った例があったことは、先に述べた通りである。制定以前の生糸取引が常に売手市場であったわけではない。

さらに氏は『当代記』慶長一二（一六〇七）年閏四月二五日条の「当年は、干^レ今黒船不^レ渡、是は通子去年唐船頭に告て云、船多渡海之間、糸日本に多し、今年又猶着^レ船は、糸可^レ為^二下直^一と云々⁽⁸⁵⁾」の記事を取り上げ、糸価が下値の方向にあるからポルトガル船は今年一六〇七年は渡来しないのではないかと、と日本側で考えていた、とされ、先の準管区長の書翰に見える事態の影響を想定しておられる⁽⁸⁶⁾。しかし、右に明らかにしたように、これは一六〇五年のことであったから、その時の取引状況と右の『当代記』の記事とを結びつけることは出来ない。因に、一六〇六年もスペイン船が大量の生糸をもたらしている。一六〇七年三月一日付長崎発セルケイラのイエズス会総会長補佐宛て書翰に、次のように見えている。

「マニラから大量の生糸がもたらされたのは去る⁽⁸⁷⁾一六〇六年のモンズーンによってであった。それが多量であったので、マカオから来た生糸を非常に下落させ、消息通たちは、上述のマカオ市に五万タエル以上の損失を与えたであろう、と述べている⁽⁸⁸⁾。」

一六〇五年に続き、翌六年もスペイン船が大量に生糸をもたらしたため、国内の糸価が下落し、ポルトガル人はそれにより損害を蒙ったことを知ることが出来る。文中「マカオ市の損失は五万タエル以上」というのは、五万タエルの赤字という意味ではな

く、それだけ利益が減じた。言いかえれば、生糸の売上高が予定より五万タエル低減した、という意味であろう。そしてこのようない六〇六年の状況が、そのまま先の『当代記』の記事となって現れた、と言えよう。『当代記』の記事は、生糸の需給関係のことのみを言っている点にこそ着目すべきである。

なお私は旧稿で、一六〇六年の生糸取引について、「一六〇六年にはドン・ディオゴ・デ・ヴァスコンセロスが渡来した。彼もまた順調な航海を行なった。」とある史料を、取引が順調であった意味も含むものと解した⁽⁸⁹⁾。文中の「彼もまた」のところであるが、前年の航海と取引が、共に前述のような仕儀であった以上、そして肝心の一六〇六年の取引も決して順調とは言えないことがはっきりしている以上、この文は「彼はまた順調な航海をも行なった。」と訳すべきであり、しかもここには貿易状況についての意味は含まれない、と解すべきであろう。従って、旧稿ではこの史料の解釈と取扱いについて、誤りを犯した。ここに訂正しておきたい。

五

最後に、オランダ商館長クーケバッケルの日記一六三六年三月二四日条の記事に触れておく。これは、土井利勝が松浦隆信に向けて、曾て大量の生糸を売ることが出来ずに困っていたポルトガル人に対する恩惠的措施として、將軍が大商人の間にその生糸を割り当て、パンカドで買い上げさせた旨話した、ということ伝えてある。中田教授は、この記事を『糸割符由緒書』発端記事の

信憑性を裏付けるもの、とされる。しかし、このような論証の仕方には疑問がある。今は、発端記事の信憑性を、その記載事項について細部にわたり同時代の史料で検討している段階である。伝聞・転写等を経た——当然そこには誤りや作為が入る可能性がある——後の史料で証拠付けることで事足りるのであれば、何もこのオランダ史料を引くまでもなく、国内史料が沢山あるわけである。この史料は、制定の約三〇年後に記された比較的古いものであるだけに、また幕閣の発言故に特殊視されるかも知れぬが、後の史料という点では同じ限界を持っていることを看過してはならないと思う。

滞荷生糸に悩むポルトガル人に対し、「皇帝」が救済措置を講じた、という『糸割符由緒書』その他各種国内史料の基調となる話が記録に現れる、恐らく最も早い例がこのクレーケバツケルの日記だと言つてよい。それならば——その話は真実に非ず、という見解に立てばのことだが——問題の話がいかなる歴史的状況の中で形成されたか、という事情をうかがい知る上で、これは重要な意味を持つ史料だと言える。旧稿でも少し触れたことであるが、この時期平戸オランダ商館の側の最も大きな懸案の一つが、日本側からの貿易統制の要求にいかに対応するか、という点にあったことは間違いない。そしてその貿易統制の中でも、オランダ側の最も恐れられたものの一つが、長崎でのパンカダ価格の適用を受けることであったことは確かである。

ところで、これは寛永一〇（一六三三）年二月二八日付第一次鎖国令の中で「薩摩、平戸、其外いつれ之浦に着候船も、長崎之

糸割符制度の起源

糸之直段之如くたるへし、長崎にて直段立候ハぬ以前、商売停止之事⁽⁹⁰⁾と定められている。この規定事項がどのように実施されていたかを見ると、同一六三三年は、平戸オランダ商館では九月一五日に長崎でのパンカダ価格の通報を受けたが、商館が直ちにパンカドで売る旨決定したのは、僅が一四ピコの生糸であった⁽⁹¹⁾。このパンカドの価格よりも高値で生糸を売ったこと、日本の商人と価格の交渉をしたことも判明する⁽⁹²⁾。とにかく、この年先の規定が遵守された形跡はない。同年一月には、このポルトガル人のパンカダ価格の適用を免除してほしい、という事項を含む要望書を作成している⁽⁹³⁾。

翌一六三四年は、商館が長崎のパンカダ価格について正式に通告を受けたのは一〇月一日であった。同時に、このパンカダ価格に準拠して、オランダ商館の守るべき生糸売却価格が平戸の奉行から通告された⁽⁹⁴⁾。しかし、現実はこの年商館が生糸を販売した価格は、これに従っていない⁽⁹⁵⁾。粗悪な生糸のみパンカド価格で売り、良質のものはそれより高値で売る努力をしている⁽⁹⁶⁾。

一六三五年に至って、この件は進展を見せる。この年商館がポルトガル人のパンカダ価格の通告を受け、同じ値で売るよう指令を受けたのは、九月八日であった⁽⁹⁷⁾。このポルトガル人のパンカダ価格は、最上品ピコ当り三〇五タエル、第一ピチヨ一八〇タエル、並等品二四〇タエルであったが、オランダ人の生糸の品質から割り出したパンカダ価格は、二六六タエルとなったようである⁽⁹⁸⁾。しかし、オランダ側は例によってこれに従わず、九月二一日、二〇人の商人に二二〇〇ピコの生糸をピコ当り二九〇タエルで売

却することを決めた⁽⁹⁹⁾。そして直ぐに生糸の引渡しが始められたが、同月一五〜一七日になって松浦氏奉行人から、この生糸取引を即刻停止するように、との命令を受けた。これは、この年生糸取引から締め出された商人たちから、この二九〇タエルの値は高すぎる——即ち鎖国令の規定が守られていない——という訴えが長崎奉行に対して行われたからであった⁽¹⁰⁰⁾。同九月末松浦氏奉行人と商館長がこの件で長崎奉行の召喚を受けた⁽¹⁰¹⁾。長崎でこの両者は長崎奉行の詰問を受け、オランダ側は、これ迄通告を受けたパンカダ価格に従わずに生糸を売却してきたことを認め、陳謝した⁽¹⁰²⁾。そして寛永一二年八月二〇日(一六三五年一〇月一日) 今後は幕命に背かない旨誓約した文書に商館長が署名した⁽¹⁰³⁾。結局この年一六三五年一月三日にオランダ商館は生糸の計量を終え、前記の通りピコ当り二六六タエルのパンカダ価格で売却された⁽¹⁰⁴⁾。商館の帳簿からも、この年は殆ど凡ての生糸が右のパンカダ価格で売られたことが明確になる⁽¹⁰⁵⁾。即ち、オランダ人の生糸に対する長崎パンカダ価格の適用という鎖国令の条項は、事実上一六三五年秋から略遵守実行されるに至ったわけである。翌一六三六年は、勿論この規定は守られ、九月二十七日にピコ当り二六七タエルのパンカダ価格が決定している⁽¹⁰⁶⁾。

このように、オランダ人の生糸に対するパンカダ価格の規制は、一六三五年秋から略実施される至り、決着がついたわけであるが、直ぐ続いて、今度は五カ所系割符年寄から、オランダ人の生糸も自分たちに割り当ててほしい、との要求が出てきた⁽¹⁰⁷⁾。そしてその後は、幕府・平戸侯・五カ所年寄・オランダ商館の間で、

この件をめぐるいろいろな交渉・駆引きが行われた。そしてこの過程で、平戸藩主松浦隆信は概してオランダ商館の側に立ち、その利益を守る立場に立って幕府方に対応している⁽¹⁰⁸⁾。問題の土井利勝の発言は、正にこの過程でなされたものである。平戸侯はオランダ側の立場に立ち、オランダの生糸がパンカダになるなら、彼らは生糸を日本に持って来なくなるであろう、と言って幕府側に強く迫っているが、そのような松浦隆信に対応しての、幕閣土井利勝の隆信に対する発言である。右に記したように、平戸侯は、仮令それが自らの利害から出たものであれ、この件でオランダ商館の側に立って幕府に掛け合う姿勢を見せている。先の長崎パンカダ価格適用の問題にしても、平戸藩は長崎奉行の指示通り商館に価格の通告は確かに行なっている⁽¹⁰⁹⁾が、オランダ側がこれに従っていないことが分かっていても、言わばそれを黙認したようである。中田氏は、幕府がオランダ側に政治的配慮をする必要など全くなかったかの様に言われる⁽¹¹⁰⁾。しかし、オランダ人が日本に対して一方的に弱い従属的な立場にあったのならば、鎖国令という重要法令の右の規定が、一六三三・三四年と二年間遵守されなかったのはどう説明出来るのであろうか。そのオランダ側が強い抵抗を示し、そして平戸侯もその利益を擁護したい意向を見せている以上、外国人相手であるだけに、尚更幕府としてもそれなりの手順を踏む必要があった、と見ねばならないであろう。その場合、国内事情により生糸の売行きが思わしくなく、とあるが、これを常に適当なパンカダ価格で一括購入する、という仕法は、オランダ人にとっても利点がある筈で、土井利勝が平戸侯にその

点を強調して語り、さらに間接的にオランダ商館に伝わるようにしたのは、ありうることだと考える。

問題の利勝の発言そのものについてであるが、発言中に「パンカドで」という文言があるので、これを糸割符制定時と結びつける考えが生れて来ようが、それは多分にオランダ史料に基づく発想である。糸割符制定後のことと見ても、ポルトガル船から大量の生糸を買い上げた商人は糸割符仲間として幕府に従属する立場にあったのであり、將軍や幕府関係者もポルトガル人から生糸をかなり大量に買っていたのである。商取引において商品を購入することと売手を救うことは紙一重の差異で、表現のニュアンスの問題に属する場合もある。そのような読み方をすれば、利勝の発言も、何も荒唐無稽のことではなく、永い間にはそのようなこともあったであろう。そして、先に述べたような背景があって、幕府側が恐らく政治的配慮をこめて意図的に行なったこの種の発言が基になり、家康の指示による滞荷生糸に悩むポルトガル人の救済、という点が強調増幅された糸割符発端の話が生れ、仲間の立場を有利にするものとして『糸割符由緒書』その他の関係記録に伝えられたのではないか、という推測も可能だと思ふ。

六

以上、旧稿と重複するのをなるべく避けながら、中田教授に対し概ね反論を行ってきた。『糸割符由緒書』発端記事の信憑性如何の問題は、そのことだけにとどまる問題ではなく、慶長九年の糸割符制定によって貿易の実態が変わったか否か、変わったのならど

糸割符制度の起源

こが変わったのか、という認識が関わっており、それは言いかえれば、成立期糸割符の性格・意義等についての見解が関わることだと言える。制定によってポルトガル生糸貿易の実態が著しく変化したとし、従ってその意義を大きく評価するのが、中田氏を初め学界の通説だと言ってよいであろう。実態が変化したと見ればこそ、変化をもたらした契機としての発端記事が重要な意味をもってくる。しかし、私はこの通説には根本的に疑問を抱いている。糸割符の要素とされているところをいくつか挙げ、制定後の変化の如何を見てみる。

一、糸割符奉書は最も基本的な法令とされているにもかかわらず、実はそこでの主な規定事項は実行されていない。(本文中で取り上げた)。

二、パンカダ(一括取引)は制定以前から既に一貫して行われている。幕府権力が介入したためにパンカダに変化をきたした、との見解は、根拠の乏しいものである。(本文中で取り上げた)。

三、これに関連して、パンカダという基本的な取引の仕組が不変である以上、輸入糸価の抑制が制度的に可能であった筈はないし、また乏しい史料ではあるが、事実抑制が行われた形跡もない。(本文及び別稿¹⁾)。

四、糸割符仲間によるポルトガル船将来白糸の独占、という点も、ポルトガル貿易の最後迄徹底されておらず、別途委託貿易等によって相当量の生糸が流入していた²⁾。

以下は、私が積極的に論証したのではなく、消極的な根拠にすぎないが、挙げておく。

五、糸割符奉書と共に最も重要な規定事項と言える題糸高についてであるが、一体ポルトガル貿易において、この題糸高に基づいて現物の白糸が分けられたか、或いは増銀が配分された、ということを明確に立証する史料が一点でもあるのであろうか。私は、これが当初から遵守実行されたことについて、強い疑問を持っている。

六、本文に記したことであるが、肝心の増銀を新たに捻出出来るだけの輸入糸価抑制が、糸割符制定によって可能となったとは思われないので、糸割符仲間をここで新たに参入してきた中間利潤取得者と見なすことは無理であり、従って、制定によって、ポルトガル船から白糸を購入する日本側商人の多数が一新したとは、考えられない。

以上いろいろな点から見て、糸割符制定によってマカオ⁽¹¹⁴⁾長崎間貿易の基本的な実態が変わったとは考えられない。『糸割符由緒書』発端記事の信憑性の問題にしても、私はこのような認識の上に立って取り上げてきているつもりである。中田氏初め多くの方々のご批判を仰ぎたい。

注

- (1) 中田易直「糸割符仲間の成立について——『糸割符由緒書』の発端記事の信憑性をめぐって——」(『中央大学文学部紀要』史学科第二八号、通巻第一〇八号、昭和五八年三月)。以下中田論文とは凡て本論文をいう。
- (2) 拙稿「糸割符制度の起源について」(『古文書研究』十四)。
- (3) 中田易直「糸割符仕法の起源」(『中央史学』創刊号)一六

・一七頁。

- (4) 拙稿「糸割符制度の起源について」。
- (5) 中田易直「糸割符仕法の起源」一七頁。
- (6) 中田論文、一六・一八・二六・二七頁。
- (7) 一五九二年三月一八日付長崎発パシオの書翰に「ナウ船は、常の慣行となっているようにこの三月には出港せず、帰航を一月迄延ばす。生糸を売ることが出来なかったからである。」(Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 11-II, f. 296v.)と記されているのも、このことを裏付ける。
- (8) 中田論文、一五・一八〜二〇頁。
- (9) Jap. Sin. 10-II, f. 248v.
- (10) Jap. Sin. 10-II, f. 271.
- (11) Jap. Sin. 11-II, f. 281v.
- (12) Real Academia de la Historia, Cortes 565, f. 52. 拙稿「十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について」(『史学』四五ノ一)一三頁。
- (13) C. H. Leitão e J. V. Lopes, Dicionário da linguagem de marinha antiga e actual, 2ª. edição, Lisboa, 1974, p. 308.
- (14) Jap. Sin. 14-I, f. 63. 拙稿「糸割符制度の起源について」五・六頁。
- (15) Jap. Sin. 14-II, f. 186v. 拙稿、同右、五頁。
- (16) Jap. Sin. 11-II, f. 296v.
- (17) Jap. Sin. 11-II, f. 283v. 柳田利夫「文禄・慶長の役とキリシタン宣教師」(『史学』五二ノ一)三九頁。
- (18) この点、注(11)に引いた一五九二年二月一三日付長崎発マタの書翰の記述は、ニュアンスを異にする。

(19) 注(7)に挙げた一五九二年三月一八日付長崎発パシオの書翰。F. Pirez, Pontos do que me alebrar, Biblioteca da Ajuda, 49-V-3, f. 10v. (東大史料編纂所架蔵複製写真)。J. F. Schütte, Monumenta Historica Japoniae I, Romae, 1975, pp. 405, 406. C. R. Boxer, The Great Ship from Amacon, Lisboa, 1959, p. 55.

(20) Jap. Sin. 54, ff. 124v, 147v, 148. 拙稿「糸割符制度の起源について」七頁。尚中田氏は、同船の長崎出港を一六〇一年三月三〇日頃とされるが、根拠にもならぬようなことをその理由に挙げておられる。即ちその根拠とは、一六〇一年九月三〇日付長崎発イエズス会年報の「今は、先の書翰を送ってから六カ月しかたっていないが、云々」(Jap. Sin. 50, f. 168. 拙稿「糸割符制度の起源について」六頁)の記事である(中田論文、一五七―一七頁)。一体、仮に三月一〇日に長崎を出港したとして、九月三〇日付文書において、その出港日を記憶していたとしても、「六カ月と二〇日しかたっていないが」と書くであろうか。一六〇一年二月二五日以前に商いを凡て終え、帰航準備に入っていたのに、一カ月以上も何をしていたのであるうか。

(21) 注(14)と同。Jap. Sin. 14-I, f. 63. 拙稿「糸割符制度の起源について」五・六頁。

(22) 中田論文、一五頁。

(23) 中田論文、二二頁。

(24) 拙稿「糸割符制度の起源について」七頁。

(25) 中田論文、一六頁。

(26) 拙稿「糸割符制度の起源について」四頁。

(27) 中田論文、一六・二二頁。

(28) 中田論文、九・一四・一八頁。

(29) 中田論文、一七頁。

(30) 拙稿「糸割符制度の起源について」二頁。

(31) 中田論文、八・九・一三頁。

(32) 『長崎県史 史料編』四、吉川弘文館、昭和四〇年、二五七頁。

(33) 『海表叢書』四、更生閣書店、昭和三年、九一頁。

(34) 『長崎集』卷之一(国会図書館)。

(35) 『長崎集成』(堺市史史料八七、商業九)堺市立図書館)。

(36) 『通航一覽』四、国書刊行会、大正二年、二四六頁。

(37) 『長崎港草』卷第五(国会図書館)。「長崎叢書」所収「長崎港草」明治一七年、卷之五、一五葉)。

(38) 中田論文、一七頁。

(39) 中田論文、九・一四・一八頁。

(40) 中田論文、九・一三・一七頁。

(41) 『堺市史』六、資料編三、昭和四一年複製版、五九頁。

(42) 中田易直「糸割符仕法の起源」一一頁。

(43) 中田易直「糸割符仕法の起源」一四・一五頁。中田論文、一三・二五頁。

(44) 「糸割符之由緒略」及び「糸割符方取締之覚」の内「長崎白糸割符之由緒略」(共に「堺市史史料八六、商業八」堺市立図書館)。「糸割符宿老覚書」(九州文化史研究施設架蔵「松木文庫」、東大史料編纂所架蔵複製写真による。山脇悌二郎『近世日

中貿易史の研究』吉川弘文館、昭和三五年、一九七頁)にも略

同じ記述が見られる。中田易直「糸割符仕法の起源」一〇頁。

(45) 拙稿「糸割符制度の起源について」七頁。

(46) 中田論文、二三・二五頁。

(47) 中田論文、二四・二五頁。

- (48) 中田易直「糸割符仕法の起源」一五頁。
- (49) 中田易直、同右、一五頁。
- (50) 中田易直、同右、二四頁、注(51)。
- (51) 『続々群書類従』八、国書刊行会、明治三十九年、八三五頁。
- (52) 『糸割符宿老覚書』前掲。山脇悌二郎、前掲書、一九七頁。
- (53) Jap. Sin. 20-1, f. 167. 『イエズス会と日本』一、岩波書店、昭和五十六年、二五三～二五五頁。
- (54) 拙稿「糸割符制度の起源について」一一・一二頁。
- (55) 中田論文、三二・三三・四四頁。
- (56) 中田論文、二・六頁。
- (57) C. R. Boxer, op. cit., p. 67. 拙稿「マカオ—長崎間貿易の総取引高・生糸取引量・生糸価格」(『社会経済史学』四八ノ一) 五四頁。
- (58) 中田易直「糸割符仕法の起源」六・七頁。中田易直編『近世対外関係史論』有信堂、昭和五二・五四年、一八頁も略同文。
- (59) 中田易直「家康政権と外国貿易の基調」(『歴史教育』八一ノ一〇) 二三頁。中田易直「糸割符考」(宝月圭吾・所三男・児玉幸多編「具体例による歴史研究法」吉川弘文館、昭和三五年) 三一九頁。
- (60) 中田論文、三六・三七頁。
- (61) 拙稿「成立期の糸割符とパンカダ・パンカド取引について」(『キリシタン研究』二〇、昭和五五年) 二〇四・二〇五頁。
- (62) 『糸割符宿老覚書』前掲。山脇悌二郎、前掲書、一九九頁。
- (63) 拙稿「成立期の糸割符とパンカダ・パンカド取引について」二〇四～二〇七。
- (64) 中田論文、三七頁。
- (65) 一例であるが、当時日本に一一五人のイエズス会士がいたが、一六一四年一月初め八八人がマカオとマニラに追放され、二七人が残留・潜伏した。J. F. Schütte, *Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia, Romae, 1968, p. 345*. 一六一四年一月の禁教令発布から約一〇カ月経過したのは、一六一三年夏はポルトガル船が欠航し、船便がなかったからである。C. R. Boxer, op. cit., pp. 81, 82.
- (66) 拙稿「成立期の糸割符とパンカダ・パンカド取引について」二〇五・二〇六頁。同「糸割符制度をめぐる諸問題」(『日本歴史』四〇四) 九～一一頁。
- (67) 例えば、中田易直「糸割符仕法の起源」五・六頁。中田論文、四二～四四頁等。
- (68) 中田易直「糸割符考」三三一～三三三頁。
- (69) 中田易直「糸割符仕法の起源」七頁。
- (70) 中田易直「糸割符考」三三七頁。
- (71) 中田論文、四四頁。
- (72) 中田論文、四五頁。
- (73) 中田論文、四三頁。
- (74) 中田論文、五一～五三頁。
- (75) 中田論文、五一・五二頁。
- (76) 拙稿「マカオ—長崎間貿易の総取引高・生糸取引量・生糸価格」六九～七九頁。
- (77) Cortes 565, f. 48. 五野井隆史「慶長十四年(一六〇九)の生糸貿易について」(『史学雑誌』八一ノ一一) 四八頁。
- (78) Jap. Sin. 55, f. 301.
- (79) Jap. Sin. 55, f. 295. 前引準管区長の書翰にも「今年、主は、マカオからのナウ船を物凄い嵐から殆ど奇跡的に救って、安着

やせし下ゆた。」(Cortes 565, f. 49v.) と記せられたる。

- (80) F. Guerreiro, *Relação Anual*, t. II, Coimbra, 1931, p. 219. C. R. Boxer, *op. cit.*, pp. 69, 70.
- (81) 清水紘一「長崎奉行一覽表の再検討」(京都外国語大学『研究叢』一五)五頁。
- (82) 中田論文、四八・四九頁。
- (83) 注(12)と同。Cortes 565, f. 52. 拙稿「十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について」一三頁。
- (84) 拙稿「糸割符制度の起源について」五頁。
- (85) 『史籍雑纂』二、国書刊行会、昭和四九年、一〇四頁。
- (86) 中田論文、四九頁。
- (87) *Jap. Sin.* 21-1, f. 139v. 拙稿「十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について」一四・一九頁。
- (88) F. Pires, *op. cit.*, Biblioteca da Ajuda, 49-V-3, f. 14v. (東大史料編纂所架蔵複製写真)。J. F. Schütte, *Monumenta*, p. 420.
- (89) 拙稿「糸割符制度の起源について」一九頁。
- (90) 『徳川禁令考』前集六、創文社、昭和五三年、六七章、四〇四九号。
- (91) 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』三、岩波書店、昭和四四年、一七頁。『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』訳文編之一(上)、東大史料編纂所、昭和五一年、一〇頁。
- (92) 永積洋子訳、前掲書三、六三頁。東大史料編纂所、前掲書訳文編之一(上)、八一・八二頁。
- (93) 永積洋子訳、前掲書三、四二頁。東大史料編纂所、前掲書訳文編之一(上)、五〇頁。
- (94) 永積洋子訳、前掲書三、一七九頁。東大史料編纂所、前掲

糸割符制度の起源

書訳文編之一(下)、昭和五一年、三三・三四頁。

- (95) 加藤栄一「平戸オランダ商館の商業帳簿に見られる日蘭貿易の一断面——一六三六年のオランダ商館「仕訳帳」の分析を中心に——」(『東京大学史料編纂所報』三)五五・五六頁。
- (96) 永積洋子訳、前掲書三、一八三頁。東大史料編纂所、前掲書訳文編之一(下)、三九頁。
- (97) 永積洋子訳、前掲書三、二五七頁。東大史料編纂所、前掲書訳文編之一(下)、一五〇頁。
- (98) 永積洋子訳、前掲書三、二七三頁。東大史料編纂所、前掲書訳文編之一(下)、一七六頁。加藤栄一、前掲論文、五六・五七頁。
- (99) 永積洋子訳、前掲書三、二五九頁。東大史料編纂所、前掲書訳文編之一(下)、一五三頁。山脇悌二郎「慶長・寛永期の糸割符」(『日本歴史』三九七)三九・四〇頁。
- (100) 永積洋子訳、前掲書三、二五九・二六〇頁。東大史料編纂所、前掲書訳文編之一(下)、一五四頁。
- (101) 永積洋子訳、前掲書三、二六一頁。東大史料編纂所、前掲書訳文編之一(下)、一五五頁。
- (102) 永積洋子訳、前掲書三、二六二・二六三頁。東大史料編纂所、前掲書訳文編之一(下)、一五七・一五九頁。
- (103) 永積洋子訳、前掲書三、二六四頁。東大史料編纂所、前掲書訳文編之一(下)、一六〇・一六一頁。
- (104) 永積洋子訳、前掲書三、二七三頁。東大史料編纂所、前掲書訳文編之一(下)、一七六頁。
- (105) 加藤栄一、前掲論文、五六・五七頁。
- (106) 永積洋子訳、前掲書三、四〇〇頁。東大史料編纂所、前掲書訳文編之二(上)、昭和五〇年、一五七・一五八頁。

- (107) 永積洋子訳、前掲書三、二九二頁以下。東大史料編纂所、前掲書訳文編之一(下)、二〇六頁以下。永積洋子「平戸オランダ商館日記を通して見たパンカド」、『日本歴史』二六〇)八五・八六頁。
- (108) 例えば永積洋子訳、前掲書三、三一七～三一九。東大史料編纂所、前掲書訳文編之二(上)、二九～三三頁。
- (109) 永積洋子訳、前掲書三、三一七～三一九頁。東大史料編纂所、前掲書訳文編之二(上)、二九～三三頁。
- (110) 永積洋子訳、前掲書三、一七九・二六二・二六三頁。東大史料編纂所、前掲書訳文編之一(下)、三三・三四・一五七～一五九頁。
- (111) 中田論文、四六・四七頁。
- (112) 拙稿「マカオⅡ長崎間貿易の総取引高・生糸取引量・生糸価格」六九～七九頁。
- (113) 拙稿「マカオⅡ長崎間における委託貿易について——鎖国以前の糸割符との関連において——」、『史学』四九ノ四)
- (114) 中田氏は「高瀬は糸割符の」制定そのものは最近では認めておられるようである(中田論文、四六頁)と言われるが、私は未だかつて糸割符制定の事実を否定したことはない。